

第1回窃盗(=万引)撲滅市川駅周辺店舗連絡協議会

第一部第二部会議を経て合意された 正式決議文

我々、窃盗(=万引)撲滅市川駅周辺店舗連絡協議会に結集したお店は、警察・行政と緊密な連携・協議を推進する中で、この地域に於ける「窃盗・万引」犯罪の撲滅を目指して、以下の事柄について合意し、共に闘う事を宣言する。

1. 商品万引行為は、刑法第235条に定める窃盗犯罪であり、正常な経済活動を行って、地域経済に奉仕するお店のみならず、最終的には市民の利益を損なう許し難い犯罪である。
2. 窃盗(=万引)行為は、レジ精算前に、商品を自己の支配下に収める(分かり易く言えば、マイバッグやポケットに入れたり、着込んだり、トイレへ持ち込んだり、食したりする)時点で成立し、店外に出ずとも現行犯逮捕可能である事を確認する。
3. 現在のマイバッグ運動は、精算前に使用しても良いような誤解を受けるので、レジ精算後にマイバッグを使用するマナーを周知徹底していく。
4. 『万引ゼロの日』を設けて、当日は制服警察官に店内巡視をお願いし、窃盗(=万引)犯罪抑止に対する市民の意識啓発を進める。
5. 窃盗(=万引)犯に対し、商品代金に加え労務費等の諸経費を請求可能な事を確認する。犯人が居直って、法的闘争を挑んでくる場合は、我々は団結して、この犯罪者と闘う。
6. 窃盗(=万引)犯罪抑止で得られたお店の損失回復額の一部を、地域の消費者・生活者に還元する。

以上、宣言する。

平成23年1月24日 窃盗(=万引)撲滅市川駅周辺店舗連絡協議会